

総務省 規制の事前評価書
(電気通信市場の環境変化に対応した制度の整備)

所管部局課室名：総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課

電話：03-5253-5842

メールアドレス：kaikei@ml.soumu.go.jp

評 価 年 月

平成22年2月1日

1 規制の目的、内容及び必要性

有線ラジオ放送用の有線電気通信設備を用いて提供される有線放送電話業務は、有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号。以下「有線放送電話法」という。）の制定以来、日本電信電話公社による電気通信事業の一元的運営の例外として認められてきた。昭和59年の日本電信電話公社の民営化・電気通信事業の自由化の際も、有線放送電話法は電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）の特別法として存続することとされた。

しかし、平成20年度末時点で有線放送電話業務を行っている施設は事業法制定時の約4分の1程度（136施設。うち長野31、島根10、兵庫9等）にすぎず、施設数は一貫した減少傾向にあり、新規参入事業者も見込まれない状況にある。また、有線放送電話を導入していた農山漁村等の地域においても、概ね各戸に加入電話が行き渡り、携帯電話等も普及してきている現状にかんがみれば、有線放送電話について、他の電話サービスと比較して特別な規律を継続する意義が失われてきているところである。

さらに、今般、利用者の利益を確保し、同様のサービスには同様の規律を適用するとの観点から、通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化が図られるところである。

以上の状況変化を踏まえ、有線放送電話業務に対する規制を一般の電気通信業務に対する規制と同一のものとするため、有線放送電話法を廃止することとする。

なお、既存の有線放送電話業者については、

ア 零細事業者が大宗を占めることから、事業法の規律が求める技術基準等を新たに満たすためのコストが大きな負担になり、業務を継続することが困難となるおそれがあること

イ その結果、平成20年度末時点においても、約33万人存在する有線放送電話の利用者がサービスそのものの提供を受けられなくなり、利用者の利益を損なうおそれがあること

が想定されるため、有線放送電話法の廃止後も従前の例により業務が行えるよう経過措置を設ける。

なお、このほか、第二種指定電気通信設備¹を設置する電気通信事業者については、当該第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、収支の状況等を公表する規定を置くこととしている。

¹ 加入者が直接アクセス可能な有力な手段である移動端末設備と相対的に多数接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者が設置する電気通信設備のうち、この伝送路設備及びこれを用いて提供する移動体通信役務の提供のために設置する電気通信設備について、総務大臣が指定するもの

2 規制の費用

(1) 遵守費用

有線放送電話法の廃止に伴い、現に有線放送電話業務の許可を受けている者に対する廃止前の有線放送電話法及び事業法の適用については、「なお従前の例による」との経過措置を設けることから、当該許可を受けている者においては特段の金銭的負担及び事務的負担は発生しない。

(2) 行政費用

特段の金銭的負担及び事務的負担は発生しない。

(3) その他の社会的費用

特段想定されるものはない。

3 規制の便益

新規参入事業者が見込まれない状況にある有線放送電話法を廃止することは合理的であり、また、「なお従前の例による」との経過措置を設けることから、現に有線放送電話業務の許可を受けている者の提供するサービスについて、利用者の利益が確保できる。

4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

有線放送電話法を廃止し、制度の整理・合理化が図られる一方で、現に有線放送電話業務の許可を受けている者に対しては、「なお従前の例による」との経過措置を設けることから、特段の金銭的負担及び事務的負担は発生しない。さらに、当該経過措置により、現に有線放送電話業務の許可を受けている者の提供するサービスについて、利用者の利益が確保できる。

以上のことから、本政策は適切であると考える。

5 有識者の見解その他関連事項

平成 21 年 8 月の情報通信審議会答申「通信・放送の総合的な法体系の在り方」（平成 20 年諮問第 14 号）において、

- ① 有線放送電話について、他の電話サービスと比較して特別な規律を継続する意義が失われてきているため、「有線放送電話に関する法律」を廃止し、通常の音声電話と同様の取扱いとすること
 - ② 現に行われている有線放送電話業務については、新たな法体系への移行に際し、大きな負担を伴うことのないよう、一定の経過措置・特例措置等を講ずること
- との答申を受けたところであり、その内容を反映したものである。

6 レビューを行う時期又は条件

法律の施行後、5 年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。